

令和 5 年 3 月 2 日

府中町長 佐藤 信治 様

府中町廃棄物減量等推進審議会
会長 三浦 浩之

府中町ごみ処理基本計画の改定について（答申）

令和 4 年 1 1 月 2 5 日付け府環発第 2 3 2 号で諮問がありました府中町ごみ処理基本計画の改定について慎重に審議を行った結果、下記のとおり結論を得ましたので答申します。

記

府中町ごみ処理基本計画改定（案）について当審議会において調査及び審議を行った結果、適切であると判断します。

なお、審議の過程における主な意見は、次のとおりです。

計画の改定及び推進にあたっては、当審議会の意見等に十分配慮され、今後の計画推進に努められることを要望します。

1 排出抑制、資源化の推進

ごみの排出抑制、適正分別による資源化の推進は、排出者である住民・事業者の理解と協力が必要です。取り組みの推進においては、行政からの一方的な情報発信にとどまらず、取組事例や効果をわかりやすく具体的に示すなど、排出者の主体的な行動につながる広報、周知啓発を効果的に実施すること。

また、SNS 等も活用し、単身居住者、転入者、若年層など、対象を絞って重点的に広報、周知啓発するなど、多様な手法を用いて進めていくこと。

2 食品ロスの削減

廃棄される未利用食品を、重量だけでなくコストで示すなど、より身近な問題として住民・事業者の意識に働きかけるとともに、それぞれが連携・協力して食品ロス削減の取り組みを推進していくこと。

また、販売や購入の際の取り組みについては、事業者、県や近隣市町とも連携して取り組みを進めていくよう努めること。

なお、組成調査の調査方法を見直すなどして食品ロスの排出実態をより詳細に把握し、取り組みの改善・強化を図っていただきたい。

3 プラスチックごみの削減、資源化の推進

プラスチック資源循環促進法の施行を踏まえ、消費者が購入時にプラスチック容器包装の少ない商品を選択することや、小売店等でのプラスチック容器包装の使用抑制、リサイクル可能な容器包装材への置き換えなど、プラスチックごみ発生抑制の取り組みを住民・事業者・行政が連携して推進すること。

併せて、現在、分別収集している白色トレイ以外のリサイクル可能な容器包装プラスチックの分別収集・資源化について、実施に向けた具体的な調査・検討を早期に進めていくこと。

4 雑がみ等資源物の適正分別、資源化の推進

平成 30 年度に開始した雑がみ収集は、一定の効果が上がっている一方で、アンケート調査では約 4 割が「雑がみ分別収集の名前も内容も知らない」と回答しています。このため、より一層の広報、周知啓発を行い、雑がみ収集の普及と適正分別により紙類の資源化を推進すること。

また、多様な資源回収方法の一つとして、資源物の拠点回収についても、引き続き調査研究を進めること。

5 ふれあい収集

令和 5 年度から実施予定の「ふれあい収集」については、高齢者等世帯以外の単身世帯やひとり親世帯など、大きなごみを出しにくい家庭への対応についても検討すること。また、実施にあたっては、さまざまな媒体や機会を活用し、住民への十分な周知を行うこと。

さらに、今後も社会環境や住民ニーズの変化を捉え、適切な制度となるよう対応していくこと。

6 事業系ごみの排出削減

業種・業態等による排出状況やごみの性状の特性を調査し、事業者にも効果的な排出削減の提案・働きかけを行うなど、事業系ごみ排出削減の取り組みを強化していくこと。

また、その処理責任を踏まえ、排出事業者及び一般廃棄物収集運搬業許可業者に対し、適正排出に向けた啓発・指導を強化していくこと。

7 次期広域処理施設の検討

次期広域処理施設の検討においては、積極的にエネルギー回収や資源化が進められるよう、安芸地区衛生施設管理組合及び安芸郡 4 町で連携し、多角的に十分な検討を行っていくこと。

また併せて、プラスチック類の資源化等による焼却処理量の削減についても、連携して取り組みを進めていくこと。

8 不法投棄対策、資源物の持ち去り対策

生活環境の保全において、不法投棄対策、資源物の持ち去り対策は重要な問題の一つであり、アンケート調査においても住民・事業者から高い関心が寄せられています。そのため、継続した啓発により予防に努めるとともに、違反行為に対しては警察等とも連携し、厳格に対応していくこと。

また、区域外からの不法投棄に対しては、近隣自治体とも連携して対策を強化すること。

9 家庭系ごみ有料化を含めたごみ処理手数料の適正なあり方の調査研究

家庭系ごみ有料化については、実施ありきではなく、目的や期待される効果を明確にするとともに、実施によって懸念される不適切排出や不法投棄、低所得者などへの配慮等も考慮し、慎重に調査研究を進めていくこと。

また、すべての住民に影響する施策であることから、検討内容については、検討段階のできる限り早期から、当審議会をはじめとして、広く住民や関係者の意見を聴き、十分な検討を行っていくこと。

10 地域協働による環境づくりの推進

ごみ減量・リサイクルの取り組みは、住民・事業者・行政による主体的な取り組みとともに、それぞれが連携・協働して取り組みを進めることにより相乗的な効果が期待されます。そのため、行政が橋渡し役となって、協働・連携による取り組みを推進していくこと。

また、協働・連携による取り組みは、まちづくりにおいても重要な視点です。地域協働によるごみ減量・リサイクルの取り組みを進めるとともに、ごみ減量・リサイクルを通じて、地域コミュニティが活性化されることを期待します。

11 計画の進捗管理

計画を実効性のあるものとして推進していくためには、進捗管理が重要です。各年度の PDCA サイクルにより、適切な時期に点検・評価を行い、改善点を次の取り組みに反映させながら、着実に計画を推進していくこと。

また、計画の進行管理においては、さまざまな機会に住民・事業者から幅広い意見を聴きながら計画を推進していくこと。

本計画では、基本理念に「ごみのスリム化へ みんなで取り組む循環型のまち あきふちゅう」を掲げ、循環型社会の形成に向けた取り組みを推進していくこととしています。そのためには、3 Rの中でも特に優先してごみを発生させないリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）を推進していく必要があります。

また、これまでの取り組みに加え、新たな課題に対しても、柔軟性・迅速性をもって総合的かつ計画的に取り組みを推進していく必要があります。

住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、協働して、着実に具体的な取り組みが実施されることを期待します。

以上